

企業の経理・税務・庶務・労務担当者の執務指針

企業実務

1

2016 No.761

特別記事 “磨きかた”を変えれば社員は光る

中小企業の 「人材育成」 再構築のススメ

経理・税務

販売代理店・FC店との
間で生じた取引の経理処理Q&A

人事・労務

定年後継続雇用する際の
「賃金」の決定・改定の留意点

総務・法務 これから必須か?

退職者との間の
「秘密保持契約」

別冊付録

「社員総会」企画・運営
ガイドブック

同族会社の「みなし役員」に注意!

法人税法上の役員は会社法における役員の範囲よりも広く、同族会社の場合、使用人として働いていても役員とみなされるケースがあるので注意が必要です。ここでは、その要件などについて確認します。

税理士法人・社労士事務所ザイムパートナーズ
税理士・社会保険労務士
奥田正名

法人税法に定める役員は、会社法における役員の範囲よりも広くなっています（税務上の役員＝会社法上の役員+みなし役員）。具体的には、次のとおりです。

- ① 取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人
- ② 法人の使用人（職制上使用人としての地位のみを有する者に限る）以外の者でその法人の経営に従事しているもの
- ③ 同族会社の使用人のうち特定株主に該当し、かつその会社の経営に従事しているもの

①は、会社法での役員と会社法では規定されていない特殊な法人（医療法人や社団法人等）の役員です。履歴事項証明書（従前の登記簿謄本）に記載される役員と考

税務上の役員はどう判断されるのか

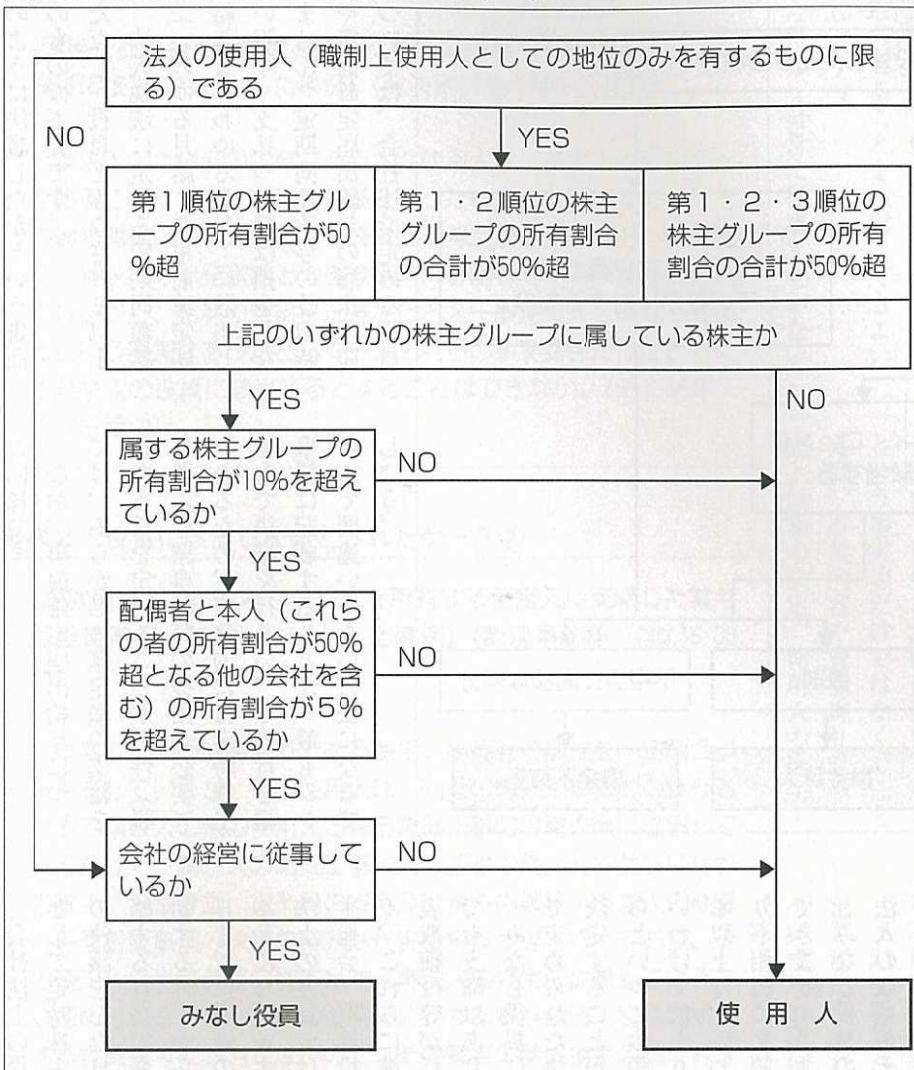
の役員である取締役等だけでなく、法人税法の規定で独自に役員とみなされる者が含まれます。特に同族会社の場合には、使用者として働いていても、一定の要件を満たすと役員とみなされることがあります。そのため注意が必要です。

えてください。
②は、履歴事項証明書に記載はなく、使用人（従業員）でもないが、役員としての権限がある者です。具体的には次のような者で、みなし役員の典型例です。

- ・表見的な役員（取締役または理事となつていらない総裁・副総裁・会長・副会長・理事長・副理事長・組合長等）
- ・合同会社の業務執行社員
- ・人格のない社団等における代表者や管理人
- ・相談役や顧問等の会社法に定める役員ではないが、法人内における地位・職務等からみて他の役員と同様に実質的に経営に従事していると認められるもの
- ③が同族会社特有のものとなります。①と②は、通常何らかの使用人ではない役職名が付されていいるため役員と認識することは容易ですが、③については役職名がない者でも役員とみなされます。具体的には、図表1のフローチャートにより、同族会社においてみなし役員に該当するかどうかを判定します。

同族会社では、使用人であっても一定以上の株式を保有している株主グループに属している者（特

図表1 みなし役員を判定するフローチャート



定株主といいます）で、かつ経営に従事している者はみなし役員とされます。株式の所有割合のみで判定するわけではなく、実際に経営に従事しているかどうかが問われます。つまり、株式の保有数が多くとも他の従業員と同じ業務のみをして

いれば、役員とみなされることはありません。
みなし役員に該当するとどんな不都合があるか
の制限が設けられています。

法人税法では、役員給与に一定

役員は経営に従事していることから、会社の利益を自由に処分す
ることが容易です。このため、与
えられた業務内容に見合わない給
与（いわゆる過大給与）の支払い
や、給与の額を利益に応じて自由
に増減させることもできるため、
法人の所得を恣意的に変動させ
うことができるため、租税回避を行な
うことが可能と

なります。
実質的に役員と変わらない者
が会社法上の役員から外れ、租
税回避が可能と
なることを防ぐため、法人税法

のうえではみな
し役員という考
え方を取り入れ
ているのです。
その制限の具
体的な内容です
が、月給につい
ては定期同額給
与に該当しない
場合、損金算入
に制限がかかり
ます。

また、退職金

を除く臨時の給与（賞与など）は、事前確定届出給与の届出がなされ
ていない場合には一切、損金とな
りません。登記上、役員となつて
いるケースでは、これらの制限を
踏まえたうえで給与を設定するの
で問題はありませんが、みなし役
員に該当していることを知らずに
使用者と同じ扱いをしてしまった
場合は注意が必要です。

使用者と同じように賞与を支払
ったり、残業時間等により給与が
変動する場合には、給与のうち損
金と認められない部分が生じてし
まいます。そのため、同族会社で
親族に給与を払う場合には、みな
し役員に該当しているか否かの確
認が必要となります。

なお、みなし役員に該当する場
合は、使用者兼務役員となること
はできません。そのため、月給以
外に賞与を支給する場合には、特
に注意が必要です（次べ図表2）。

みなし役員に該当した場合に
やつておくべきこと

みなし役員は会社法の役員とは
異なることから、株主総会や取締
役会で給与を決定することまでは
求められていません。そのため、

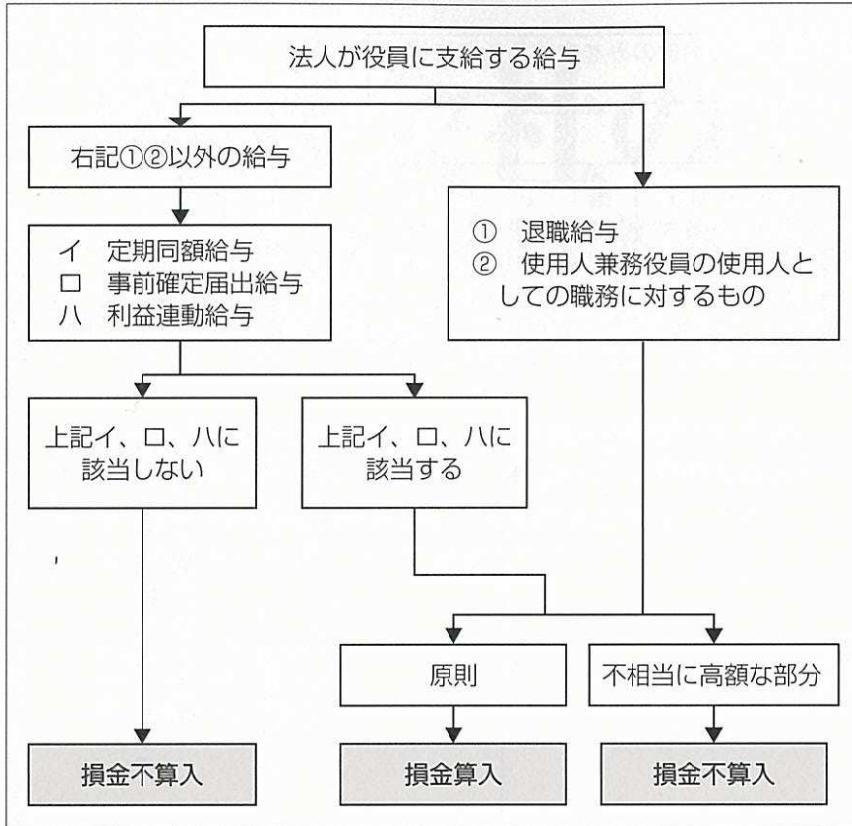
どのように決議したかという書面そのものは不要です。

と同様です。

ただし、役員とみなされる以上は、法人税法に定める定期同額給与（いわゆる月給）や事前確定届出給与（いわゆる賞与）に該当しない限り、支払った額は損金となりません。定期同額給与の改定時期や事前確定届出給与の届出期限については、会社法で定める役員

と同様です。
なお、事前確定届出給与については、あらかじめ確定額の支給を行なう旨を定めることが要件（税務署にも議事録等の提出が必要となるため、実務的には定時株主総会で決議を行ない、その旨を議事録に記載することが、最もシンプルで間違いない方法になるでしょう。

図表2 役員給与の損金算入・不算入判定フローチャート



会社法上の役員と同様に、原則として定時株主総会の決議日（それが決議をした日が職務の執行を開始する日後である場合にはその開始する日）から1ヶ月を経過する日までに所轄の税務署へ届け出ることになります。もちろん、会社法上の役員ではないため、定時株主総会・取締役会での決議ではなく、これらに準ずる決議（例・代表取締役等が行なつた社内決議）でも支障はありません。

みなし役員については、会社法で定められた決議を経ずに金額を決定することが可能ですが、だからといって金額の決定に制限がないわけではありません。役員である以上は、いわゆる実質基準により不相当地高額な部分は損金算入できません。

みなし役員の職務の内容、その法人の収益やその使用人に対する給与の支給の状況、その法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員の支給の状況等に照らし、当該役員の職務に対する対価として相当であると認められる金額で設定することができます。

退職給与についても同様に、会社法上の役員の場合には、株主総

会の決議等が必要になりますが、みなし役員については決議の必要はありません。

ただし、支給金額については不相当地高額な部分が損金算入できないのは、会社法上の役員と同様です。そのため、法人の業務に従事した期間、その退職の事情、その法人と同種の事業を営む法人での事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の支給の状況等を勘案して決定することが求められます。

みなし役員とみなされないための留意点

図表1を見るとわかるとおり、「使用者以外の地位（相談役等）」に該当しなくとも、①一定数の株式を保有したうえで、かつ②会社の経営に従事していると判断されると、みなし役員とされてしまいます。

相談役や顧問等の地位があるわけでもないのに、みなし役員と誤解されるリスクを極力避けたいのであれば、株式所有割合を5%以下にする（特定株主から外す）ことも有効な方法といえます。

事例1 役員に該当しないとされたケース①

【同族会社の判定の基礎となった株主に該当する使用人について役員に該当しないとした事例】(裁決事例集 No.3-13頁)

請求人の代表者の子息である本件使用人は、請求人が同族会社であることにつき、判定の基礎となった株主には該当するが、その勤務関係については常時代表者の指揮監督を受けており、加えて、請求人の事業運営上の重要事項に参画している事実が認められないから、給料の支給状況等がたとえ一般使用人と異なっているという事実はあったとしても、それらの事実関係だけをとらえて請求人の役員に該当するとすることはできない。(昭和46年7月17日裁決)

事例2 役員に該当しないとされたケース②

【同族関係者で一定割合の株式を所有する使用人に支給した賞与は役員賞与に該当しないとした事例】(裁決事例集 No.16-36頁)

同族会社の同族関係者である使用人が同社の株式を一定割合以上保有しているが、その使用人は、同社の電気工事部門の責任者として請求人の他の使用人と専ら電気工事の現場作業に従事しているだけで、請求人の電気工事の大口工事の受注契約並びに材料の購入、資金計画、従業員の給与及び賞与の額等、請求人の経営に係る重要事項の決定の業務は代表取締役が専ら行っており、その使用人は当該業務に従事せず、請求人の経営に従事しているとは認められないから、その使用人に対する賞与は法人税法に規定する役員賞与に該当しないので、その賞与の額は損金の額に算入するのが相当である。(昭和53年7月17日裁決)

事例3 役員に該当するとされたケース

【商業登記簿上の役員でなくても実質的に会社の経営に従事している者に支給した賞与の額は役員賞与に該当するとした事例】(裁決事例集 No.20-181頁)

商業登記簿上の役員でない者であっても、自己の名義によって金融機関から事業用資金を借り入れることを決定するなど請求人の資金計画を行い、また、商品の仕入れ及び販売の計画並びに従業員の採用の諾否及び給与の決定を行うなど専ら自己の責任において請求人の業務を運営していることが認められるので、当該者は法人税法施行令に規定する使用人以外の者で請求人の経営に従事している者に該当し、法人税法に規定する役員に当たるから、同人に支給された賞与の額を役員賞与として損金の額に算入しなかつた原処分は適法である。(昭和55年2月20日裁決)

ただし、本人の所有割合だけでなく、その配偶者の所有する株式数と、本人と配偶者の所有割合が50%超となる他の会社の所有株数も含めて所有割合を判定するので、注意が必要です。

本人が株主としての権利（議決権や配当請求権）にこだわらないのであれば、他の株主に株式を買取らせることを検討してもよいでしょう。

ただし、経営に従事していない

ことが明らかであれば、所有割合を無理に引き下げる必要はありません。所有割合のみでみなし役員と判断されるわけではないからです。そこで、「経営に従事している」とはどのような状態をいうのかを知っておく必要があります。

判例・裁決例を鑑みると、単に会社内で重要な地位に就いているという事実だけではなく、たとえば、事業内容や資金繰り計画、売上価額の決定、使用人の採用・

退職、給与の決定等の会社における重要な職務を行なっていること等を含めて、総合的に他の役員と同様に会社経営に従事しているかで判断されます。

事例1、事例2は、特定株主には該当するものの経営に従事しているとはいえないと判断された国税不服審判所での裁決事例です。また、事例3は、逆に役員と認定された事例です。

いずれの事例も「経営に従事しているかどうか」が論点となっています。

同族会社の代表者の親族は、代表者と一体となって経営をしていきます。そのため、代表者の親族については、職務の権限や内容などを明確化し、経営に従事していないことをきちんと立証できるようにしておきたいところです。